akanata akanata











謹賀





新年







今月の表紙



令和5年1月から12月までの様々な場 面を切り取り、組み写真に仕上げました。 本年もみなさんにとって良い年になりま うようお祈りいたします。

人口と世帯数

人 口…21.711人(-39)

男…10.643人(-17)

女…11,068人(-22)

世帯数…7,800(-5)

令和5年12月1日現在 ()内は前月との比較

広報たか

CONTENTS - 目

新年のご挨拶 P 3

P 4 町・県民税の申告をお願いします

次-

高畠町からのお知らせ

P 14 くらしの情報

第40回たかはた冬まつり P 26 わらじみこし祭り・お斎灯焼き

連載コーナー

P 13 新庁舎建設工事の様子・

公立高畠病院からのお知らせ

P 17 まちの話題あれこれ

P 20 もっくる子育て通信

P 21 図書館に行こう!

P 22 わたしたちのサロン・協力隊通信

P 23 防災コラム

P 24 文芸投稿作品

P 25 : くらしの連絡帳

「広報たかはた」は、区長さん等を通して町のみなさんにお 配りしています。お届けが発行日(毎月1日)を過ぎること がありますが、ご理解いただきますようお願いします。





高畠町 公式 SNS

町の身近な情報や出来 事など、魅力的な情報 をタイムリーに発信し ています。

※通信料は利用者負担です。



Facebook



LINE

亀岡文殊 元朝参り交通規制

1月1日 祝 7時~16時30分

【交通規制日時】

心意気をぜひご覧ください。 **◆日時・場所**/1月7日(日)

13時~ 式典・祝賀放水(多目的広場)

13 時40 分~ 消防団員・消防車の行進(まほろば通り)

高畠町「消防出初式」

町のみなさんの生命と財産を守り、災害のない明るい町を 目指すため新春恒例の「消防出初式」を行います。町火消しの

14 時~ 振る舞い餅配布(まほろば通り)





出初式交通規制

【交通規制日時】

1月7日(日)

13時15分~14時30分

【多目的広場駐車禁止日時】

1月6日出~7日(日)14時

車両の横断・通り抜けはで きませんので、迂回等のご 協力をお願いします。

圆高畠消防署消防係

조(52)1505



2024年(令和6年)

新年のご換拶

さて昨年を顧みますと、新型コロナウイルスによるあけましておめでとうございます。

れる年となりました。化が進み、観光需要も増加しており、各事業も再開さ行動制限が緩和され、経済や人々の活動、往来も正常行動制限が緩和され、経済や人々の活動、往来も正常



高畠町長 髙梨 忠博

新しい年を迎え、今年の町政運営につきまして、次に、心から感謝申し上げます。のご支援により順調に進めることができましたことののような中、町政各般にわたる諸事業を関係各位

の三点を重要な視点とし、取り組んでまいります。

三、安全・安心なまちづくり二、産業が元気なまちづくり一、人が元気なまちづくり

願い申し上げ、新年のあいさつといたします。本年も、皆様方のご支援とご協力を賜りますようおを実感できるまちづくりを進めてまいります。将来にわたり町全体が活気に満ち、町民がしあわせ

町民の皆さまには、議会活動にご理解とご協力を賜あけましておめでとうございます。

ます。 まずは無事に歳神様をお迎えできたことに感謝いたしり巻く環境は激しく変化しています。そのような中、近年、世界、国内情勢は予断を許さず、私たちを取わり厚くお礼申し上げます。

令和6年の干支は甲(きのえ)辰(たつ)となります。 令和6年の干支は甲(きのえ)辰(たつ)となります。 中は「草木が成長し勢い増す」、辰は「草木が整う」意味 呼られ「活力旺盛に成長する年」とされます。 まにとりまして佳き年となりますよう祈念いたします。 まにとりましても、皆さまの声を行政に届け、住んで またと実感できる町づくりに邁進してまいります。 しかったと実感できる町づくりに邁進してまいります。 新年を寿ぎ、藤野君山氏の詩吟「宝船」を添えあいさ のといたします。

知る是金銀 珠玉の船 同乗の七福 皆笑を含む 遥かに看る宝字 錦帆の懸るを



高畠町議会議長関陽介

町・県民税の



申告期限 3月15日 金

をお願いします

1 申告とは

- ◆確定申告: 所得税の納付が必要な場合や還付を受けようとするときに申告が必要となるもの
- ◆町県民税申告:確定申告が不要で、給与・公的年金以外に収入があるときに申告が必要となるもの ※確定申告書を提出すれば町県民税申告書も提出されたものとみなされます。

適正な課税のため、申告が必要な人は必ず期限までに申告してください。

【事業主のみなさんへ】

※早めにご提出ください

令和6年度(令和5年分)「給与支払報告書」の提出期限 1月31日(水)

2 申告のフローチャート診断

◆問合せ先/税務課住民税係 **☎**(52)4477

令和5年中(令和5年1月1日~12月31日)に収入はありましたか?

※遺族・障害年金、失業保険、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等の非課税所得は除く

給与・公的年金以外(営業・農業・不動産・配当・譲渡等)の収入がありましたか?







その他の収入があった人

□次に該当する場合は申告が必要です。 営業・農業・不動産・配当・譲渡等の収入が あった人

※給与または公的年金以外の所得が 20万円 を超える人は、確定申告が必要です。

収入がなかった人

- □いずれかに該当する場合は申告が必要です。
 - ①国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している
 - ②児童手当や児童扶養手当等の医療・福祉関係 の行政サービスを受けている
 - ③所得・課税(非課税)証明書が必要である

◎給与収入のみの人→Aへ ◎公的年金等による収入があった人→Bへ

A 給与収入のみの人

□いずれかに該当する場合は申告が必要です。

- ①給与収入のみで、令和5年の途中で退職し、再就職しなかった人
- ②2か所以上の勤務先から給与の支払いを受け、確定申告しない人
- ③給与収入のみで、勤務先から町に給与支払報告書が提出されてい ない人
- ※提出されているか不明な場合は、勤務先にご確認ください。

B 公的年金等による収入があった人

□次に該当する場合は申告が必要です。 医療費控除や生命保険料控除等の所得控除を受ける人

※公的年金収入が 400 万円を超える人、公的年金以外の所得の合計が 20 万円を超える人は、確定申告が必要です。

注 意

このフローチャートはあくまでも一般的なものです。例外 もありますのでご了承ください。詳細は、町ホームページをご覧ください。



◀町ホームページ

【町県民税申告書を提出しなくてもよい人】

- ◎税務署に令和5年分の所得税の確定申告書を 提出した人
- ◎給与収入のみの人で、勤務先で年末調整が済 んでおり、勤務先から町に給与支払報告書が 提出済みの人
- ※提出されているか不明な場合は、勤務先にご 確認ください。

【税務署での申告が必要な人】

- ◎住宅借入金等特別控除を初めて適用される人
- ◎雑損控除を適用される人
- ◎土地・建物の交換があった人
- ◎青色申告をする人
- ※税務署での申告には事前予約が 必要です。詳細は、二次元コード からご確認ください。



ホームページ

3 申告書の送付について

◆問合せ先/稅務課住民稅係 ☎(52)4477

申告書は、昨年の申告状況をもとに送付しています。昨年と収入の状況が変わった人は、申告書が届か なくても申告が必要な場合がありますので、今一度ご確認ください。

【申告書が送付される人】

町・県民税申告書は、税務署から確定申告の お知らせが送付されない見込みの人で、一定の 要件にあてはまる場合に送付します。また、事 前に申告書が必要な旨の連絡があった人に送付 します。

◆送付時期/1月下旬

【申告書が送付されない人】

主に前年の申告内容が次のような人です。

- ◎無職(無収入)かつ、被扶養者(他の誰かの扶養)
- ◎年金収入のみで申告書を提出していない人
- ◎給与収入のみで住民税が給与から差引きさ れている人
- ※町ホームページから申告書様式をダウンロード できます。郵送希望の場合はご連絡ください。

4 自身での申告書の作成を推奨しています

毎年申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただいています。自宅のパソコンやスマートフォンにて自 身での確定申告書、町・県民税申告書の作成にご協力ください。

【確定申告】

- □次のいずれかの方法で作成し提出してください。
 - ◎国税庁の「確定申告書等作成コーナー」を利 用して作成する。
 - ◎確定申告書に必要事項を記入し作成する。
 - ◆提出方法/ e-Tax または郵送等
 - ◆提出先/稅務署

国税庁ホームページ 「確定申告書等作成コーナー」



【町・県民税申告】

- □次のいずれかの方法で作成し提出してください。
 - ◎町ホームページから「町・県民税申告書様 式」をダウンロードし作成する。
 - ◎送付された町・県民税申告書を使用し作成 する。
 - ◆提出方法/郵送または持参
 - **◆提出先**/町税務課

高畠町ホームページ 「町・県民税申告様式」



5 申告相談について

申告相談を開催します。期間内は町県民税申告に加えて確定申告も受け付けていますので、自身で申 告をするのが難しい人はぜひご活用ください。

- ◆場所/町中央公民館大会議室(2階)
- ◆その他/大型除雪車による早朝作業を行っています。8時前の来場はご遠慮ください。また、混雑緩 和のため、行政区ごとに相談日を指定しています。なるべく指定日の来場をお願いします。 ※指定日以外の相談は、指定日の行政区の人が優先となります。

日程表 ====

	曜日	午前の部	午後の部		
月日		受付時間/8時30分~11時 申告相談/8時45分~	受付時間/正午~15時 申告相談/13時~	地区	
2/7	水	給与・年金のみの所得者で、還付申告(医療費控除等)のある人のみ		全地区	
8	木	和サ・年並のかの所得有で、遠的中古(医療負性味等)ののる人のか			
9	金	亀岡一・亀岡二・亀岡三	亀岡四・入生田南		
13	火	入生田西・入生田北	露藤上・露藤中	亀岡	
14	水	露藤下・中島南	中島北・船橋・文殊ヶ丘		
15	木	上和田第一・上和田第二・上和田第三	両組・川北上		
16	金	海上小倉・中和田東部・中和田西部	川北下・下和田十二	和田	
19	月	元和田北・元和田西	下和田北・南佐沢・立石	竹田	
20	火	下和田南・馬頭東・馬頭西	佐沢上・佐沢下		
21	水	三軒屋・上町・仲町・宮町・若葉平	下町		
22	木	共栄・家中・小其塚・蛇口	上平柳・石岡・上山崎	糠野目	
26	月	沢口・駅東	駅前・元山崎		
27	火	本町・西町	津久茂・夏刈・中瀬		
28	水	上駄子町・弁天前・下宿	上宿・田沢・筋	- # 定	
29	木	中・入	大町一・大町二・大町三	二井宿 	
3/1	金	横町・鳥居町・高安	北目・旭町・緑町		
4	月	荒町一・荒町二・塩森・飯森	幸町一・幸町二・幸町三・小郡山		
5	火	桜木町・安久津一・安久津二	泉岡・元町三	高畠	
6	水	駄子町・蛭沢・入蛭沢	弥生町		
7	木	金原湯在家・金原熊の前・金原新田・元町	御入水・青葉町		
8	金	時沢・野手倉	日向・大笹生・細越		
11	月	相森	竹上・竹中	- 屋代	
12	火	竹下・竹向・深上	西舘・中組・砂押		
13	水	大新	中才・東本町		
14	木	西本町・館の内	粡町・屋代山崎・柏木目		
15	金	三条目・川沼	山越・根岸		

【本人が申告書を提出する場合】

- □送付された申告書または確定申告のお知らせハガキ
- □マイナンバー確認に必要なもの
- □所得が確認できるもの

給与や年金の源泉徴収票、報酬等の支払調書、 営業・農業・不動産の収入がある場合は収支内 訳書、帳簿、領収証 等

□所得控除の資料となるもの

医療費控除の明細書、社会保険料(国民年金等)、 生命保険料(個人年金保険料を含む)、地震保険 料、小規模企業共済掛金支払証明書、障害者手 帳等の福祉手帳 等

※所得や控除の証明書は、令和5年に収入があったもの、支払いを行ったものが対象となります。

【代理人が申告書を提出する場合】

- □申告者のマイナンバー確認に必要なもの
- □代理権を確認できる書類(委任状等)

※同一世帯員の場合は不要

□代理人の身元確認書類またはマイナンバーカード

※令和2年分から、領収書の添付では医療費控除を受けることができません。医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書の作成が必要になりますので、事前に作成してください。また、申告相談時間の短縮のため、収支内訳書の事前作成にもご協力ください。

マイナンバーと身元の確認に必要なもの

マイナンバーカードを持っている人



マイナンバーカードだけでマイナンバーの確認と身元確認ができます。

マイナンバーカードを持っていない人



マイナンバー確認書類と身元確認書類が必要です。

マイナンバー確認書類

- 口次のいずれか一つ
- ◎通知カード
- ◎マイナンバー記載の住民票の写し 等



身元確認書類

- 口次のいずれか一つ
 - ※写真のないものは2種類以上必要
 - ◎運転免許証
- ◎身体障害者手帳
- ◎公的医療保険の被保険者証
- ◎パスポート
- ◎在留カード 等

スマートフォンでも申告書を作成できます 💻

申告書は、ご自身のスマートフォンで作成することができます。相談会場では、スマホ申告の相談も受け付けています。

希望する人は、上記「申告相談に必要なもの」のほかに、スマートフォン・マイナンバーカード・市区町 村の窓口で設定したパスワードをお持ちください。

6 米沢税務署からのお知らせ ◆問合せ先/米沢税務署 ☎(22)6320 ※音声案内に従い2を選択

米沢税務署申告書作成場所のご案内 ■

- ◆日時/2月16日俭~3月15日俭 9時~16時 ※土日・祝日を除く
- ◆場所/フジワビル3階 米沢市門東町1-1-5(税務署北隣)
- ◆その他/混雑緩和のため、入場には「<mark>入場整理券」</mark>が必要です。会場での当日配付と LINEでの事前発行があります。配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。 ※詳細は、別途国税庁ホームページ等によりお知らせします。

■ 国税庁の動画をご活用ください

国税庁では、確定申告のための決算の方法や注意点等を説明する動画「決算のしかた (青色申告編・白色申告編・農業所得編)」をYouTube に掲載しています。右記二次元コー ドからご覧ください。 「決算のしかた」の動画はこちらから▶



7 介護保険による税控除のお知らせ

◆問合せ先/税務課住民税係 ☎(52)4477

令和5年中に介護保険サービスを利用して負担した利用料の中に医療費控除の対象になるものがあります。

◆控除を受ける方法/確定申告時に「医療費控除の明細書」を作成し添付する。

※介護保険サービスの領収書に医療費控除となる金額が記載されています。

利用したサービス	医療費控除の対象		
特別養護老人ホーム	介護保険利用者負担分(1割または2割または3割)および食費、居住費負担分として 支払った額の2分の1相当額		
介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介 護 医 療 院	・施設サービス費にかかる自己負担額 ・個室、特別室の使用料(診療または治療を受けるため、やむを得ず支払うものに限る)		
在宅サービス	・居宅サービス計画に基づいて利用した、下記の居宅サービスでの自己負担額 ◎訪問看護、訪問リハビリテーション ◎居宅療養管理指導 ◎通所リハビリテーション ◎短期入所療養介護(ショートステイ) ※指定居宅事業者が発行する領収書に、医療費控除の対象となる金額が記載されています。		
	・上記サービスと併せて利用のもの ◎訪問介護(生活援助中心型を除く) ◎訪問入浴介護 ◎通所介護(デイサービス) ◎小規模多機能型居宅介護支援 ◎短期入所生活介護(ショートステイ)		

【おむつ使用証明書が役場で発行できます】 ◆問合せ先/町民課介護保険係 ☎(52)1288

おむつ代の医療費控除を初めて受ける場合は、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。 ただし、証明書発行の次年度以降、介護保険の要介護認定を受けている人は、次の条件に該当すると、 町で証明書(1通400円)を発行することができます。

- **◆発行条件**/介護保険要介護認定で使用する主治医意見書(①~③すべてに当てはまるもの)
 - ①令和5年1月1日以降に作成されたもの
 - ②障がい高齢者の日常生活自立度(ねたきり度)がB1以上
 - ③尿失禁発生の項目が記載されたもの
- ※介護保険の有効期間が13か月以上あり、おむつを使用した当該年に主治医意見書が発行されていない場合に限り、前年もしくは前々年の主治医意見書となります。

8 医療費控除にお使いください

高畠町国民健康保険では、2か月に1回はがき形式で医療費の額についてお知らせしています。このお知らせとは別に、「医療費控除の明細書」として活用できる年間分の「医療費のお知らせ」を発行します。

- ◆発送/2月上旬予定
- ◆対象期間/令和4年11月~令和5年10月診療分 ※次の場合は、別途領収書に基づいて「医療費控除 の明細書」を作成してください。
 - ①「医療費のお知らせ」に未記載の医療費がある場合(令和5年11月、12月診療分等)
 - ②高額療養費等の払い戻しを受けている場合
 - ③「医療費のお知らせ」の記載内容に訂正や追 記が必要な場合



◆問合せ先/

○お知らせの発行に関すること

町民課医療給付係 ☎(52)1327

○医療費控除の申告に関すること

税務課住民税係 ☎(52)4477

高畠町からのお知らせ



20歳になったら国民年金

圓町民課住民年金係 ☎(52)1345 米沢年金事務所 ☎(22)4220

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いて いる世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。20歳以上60歳未満の人は加入することが義務 付けられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

原則として、保険料を納めなければ年金を受け取ることができませんが、保険料を納めることが困難な人のた めに保険料免除制度があります。

国民年金のポイント

①将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保 険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定しています。 また、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

②老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか、 障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や 事故で障がいが残ったときに受け取れます。また、遺 族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生 計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」) が受け取れます。

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

【学生納付特例制度】

学生で、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金 保険料の納付が猶予される制度です。

◆対象者/学校教育法に規定する大学、大学院、短期 大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専 修学校および各種学校(修業年限1年以上である課 程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人

【納付猶予制度】

学生でない 50 歳未満の人で、本人および配偶者の 所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶 予される制度です。

保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることができない場合があります。 また、上記制度のほかにも免除制度があります。

詳しくは日本年金機構のホームページ(www.nenkin.go.jp)をご覧ください。 国民年金のご相談・手続き等については、町民課または米沢年金事務所までお問い合わ せください。



機構ホームページ

年金事務所に年金相談・お手続きをされる際は… 予約相談 をご利用ください!

「予約受付専用電話」

20570-05-4890

月曜~金曜(平日) 8時30分~17時15分 ※ 12月29日 金~1月3日 水を除く

- ○前日までにご予約ください。
- ○ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる基礎年金番号通知書(年金手帳や年金証書)をご準備ください。



12月11日時点の状況をお知らせ

新型コロナワクチン令和5年秋冬接種について

■ 個健康長寿課新型コロナウイルスワクチンコールセンター ☎(52)1224 ◆受付時間 9時~17時(土日・祝日を除く)

特例臨時接種として、「新型コロナオミクロン株XBB.1.5対応1価ワクチン」の接種期間は、3月末までです。こ れから接種を希望する人は、町が調整したうえで個別接種となります。

■□第一三共社のオミクロン株 XBB.1.5 の 1 価ワクチンが薬事承認されました□■

12月4日から使用ワクチンに追加されました。12歳以上の人で秋冬接種をまだ受けておらず、希望す る場合は、お問い合わせください。初回接種には認められていませんのでご了承ください。

Information from TAKAHATA



第70回文化財防火デー

問高畠消防署予防係 ☎(52)1505

毎年1月26日は、「文化財防火デー」です。現存す る世界最古の木造建築物である法隆寺の金堂が昭和 24年1月26日に炎上し、壁画が焼損した事に基づ き、貴重な文化財を火災等の災害から守るために、全 国一斉の「文化財防火デー」として定められました。高 畠町にも、安久津八幡神社など貴重な文化財が数多く 残されています。

文化財は、未来の子孫たちに伝えていかなければな らない大切な財産です。こうした文化財を火災等の災 害から守ることができるよう、町のみなさんのより一 層のご理解とご協力をお願いします。

なお、次の日程で防火訓練を行います。

【防火訓練】

- ◆日時 / 1 月 28日(日) 13 時 15 分~
- **◆場所**/安久津八幡神社境内
- **◆参加者**/高畠町消防団第一分団、鳥居町自警団、 高畠消防署



冬期間の踏切事故に注意しましょう

圓生活環境課生活安全係 ☎(52)4471

冬期間は、積雪や路面の凍結により踏切や線路上へ の進入事故が多発します。通勤通学やお出かけの際に は、十分注意して通行しましょう。

【踏切付近での注意点】

- ①冬場の路面凍結によるスリップに備え、踏切の手前 で十分に減速し、一旦停止し、安全を確認してから 渡りましょう。また、積雪等により踏切が確認しに くい場合があります。誤って線路に侵入しないよう、 しっかり確認してから通行しましょう。
- ②警報機が鳴ったら、踏切内への無理な進入はやめま しょう。
- ③踏切内に閉じ込められた場合は、そのままゆっくり 車を前進させてください。
- ④踏切内で動けなくなった場合は、まず列車に危険を 知らせて列車を止めてください。

◎非常ボタンがある場合

カバーの上から強く押してください。

◎非常ボタンがない場合

発煙筒や赤色の物を利用し大きく手を振る等 して危険を知らせてください。

※脱出後は、最寄の駅に連絡してください。

1~11月末の交通事故発生状況

	発生件数(増減)	死者数(増減)	負傷者数(増減)
高畠町	28(-8)	0(±0)	33(-11)

※増減は前年同時期との比較です



★提出締切 1月17日(水)

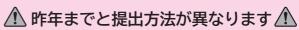
検診世帯調査票の提出をお忘れなく

お知らせ 闘健康長寿課健康推進係 ☎(52)5045

対象世帯に「検診世帯調査票」をお送りしました。こ の調査票は、みなさんが令和6年度の各種検診をどの ように受けられるのか調査するためのものです。この 調査票をもとに、検診のご案内を送付しますので、忘 れずに提出してください。

また、受診状況や意向確認のため、検診を希望しな い場合もご提出ください。早めの提出で出し忘れを防 ぎましょう。

- ◆対象者/男性…令和7年3月末時点で40歳以上の人 女性…令和7年3月末時点で20歳以上の人
- ◆検診内容・料金等/同封のチラシをご覧ください。 ※調査票は、対象者の意向を確認してご記入ください。



- ◆提出方法/同封の返信用封筒に て各世帯で郵送または直接げん き館へ提出してください。
- ※隣組長等のとりまとめは不要です。
- ◆提出締切/1月17日/w



令和6年高畠町成人式

圓社会教育課社会教育係 ☎(52)4487

令和6年高畠町成人式の開催が決定しました。対象 者には3月下旬にご案内をお送りします。みなさんの ご出席をお待ちしています。

◆日時/4月29日(祝)

式典:13時30分~(開場12時30分)

- ◆場所/文化ホールまほら
- ◆対象/平成15年4月2日から平成16年4月1日ま でに生まれた人

【申し込みが不要な人】

- ・新成人本人の住所登録が町内にある人
- ・高畠中学校を卒業し、新成人本人が現在町 外在住でも家族が町内在住の人

【申し込みが必要な人】

- ・高畠中学校を卒業し、新成人本人を含む家 族全員が町外に転出した人
- ・町外中学校を卒業し、本人の住所が町内に ない人
- ※申し込みが必要な人は、3月8日 金まで社会 教育課へご連絡ください

高畠町からのお知らせ



看護師等奨学資金の貸付を行います

問公立高畠病院総務課 ☎(52)1500

公立高畠病院では、看護師等の養成施設に在学する 人へ月額7万円の奨学資金の貸与を行います。

- ◆応募資格/次の①~④すべてに当てはまる人
 - ①看護師等養成のための学校もしくは養成所(以下 「養成施設」という)に在学している、または在学 が決定した人
 - ②養成施設を卒業後直ちに公立高畠病院に看護師として勤務する意思がある人
 - ③同種の奨学資金の貸付を受けていない人
 - ④奨学資金の貸付決定を受けてから 10 日以内に、 連帯保証人(父母も可能)を立てられる人
- ◆募集人員/2人程度
- **◆募集期間** / 1 月 9 日(火) ~ 2 月 6 日(火)
- ◆選考方法/1次選考:書類審査 2次選考:個別面接
- ◆貸与金額/月額7万円(無利子)
- ◆**貸与期間**/原則として、令和6年4月から養成施設 を卒業する月まで、3か月分ごとに貸付けます。
- ◆応募方法/必要書類を郵送または持参してください。
- ◆送付先/〒992-0351

高畠町大字高畠 386 番地 公立高畠病院 総務課

■□提出書類□■

- ①看護師等奨学資金貸与申請書
- ②履歴書
- ③成績証明書(養成施設または 最終出身校のもので、かつ発 行から3か月以内)



▲高畠病院 ホームページ

※①②はホームページからダウンロードできます。



会計年度任用職員募集

■総務課総務係☎(52)4475募集公立高畠病院総務課☎(52)1500

令和6年度の会計年度任用職員を募集します。詳細 は、町ホームページ等をご覧ください。

- ◆募集職種/事務補助員、納税推進員、介護認定調査 員、保育士、水田農業推進員、特別支援教育支援員、 図書館司書、文化施設事務職員、看護補助者 ほか
- ◆給与/報酬、通勤手当相当額および時間外勤務報酬 ※報酬は職種によって異なります。
- **◆受付期間** / 1 月 4 日休 ~ 24日休 (必着)
- ◆申込方法/指定の申込書に希望する職種および必要 事項を記入し提出してください。
- ※申込書は、総務課および町民課窓口、げんき館、町中央公民館、各地区公民館、糠野目生涯学習館、町立図書館、屋内遊戯場「もっくる」、公立高畠病院、町ホームページから入手できます。
- ◆申込先/町・町教育委員会 : 町総務課

公立高畠病院 :公立高畠病院総務課



献血バスが中央公民館に来ます

圓健康長寿課健康推進係 ☎(52)5045

現在、血液が不足している状況です。多くの人のご協力をお待ちしています。実施するのは 400ml 献血のみのため、体重 50 kg以上の人が対象です。

◆日時/1月24日(水)

9時30分~11時30分、13時30分~16時

- ◆場所/町中央公民館
- ※当日の混雑を避けるため、Webまたはアプリによる事前の予約・問診をご活用ください。

【Webまたはアプリ使用のメリット】

- ・事前予約をすると、予約時間にスムーズに受付、献 血ができます。
- ・会場で行っていた問診が献血当日の朝5時から事前に回答ができます。
- ※事前問診は、システム反映まで時間がかかります。 来場の15分前までに回答を済ませてください。

【事前予約について】

- ◆予約期間 / 1月10日(水)~23日(火)17時まで(予定)
- ※予約開始日は変更となる場合があります。
- ※事前予約がなくてもご来場いただけます。

予約・問診回答 はこちらから▼



献血の基準▶



献血をご遠慮 いただく場合▶





肝炎ウイルス検診を受けましょう!

圓健康長寿課健康推進係 ☎(52)5045

肝炎ウイルスに感染すると、肝硬変・肝がんに移行 する危険性があります。この機会に受診しましょう!

- ◆対象者/次の①~③すべてに当てはまる人
 - ①町内在住者
 - ②今年度 41・46・51・56・61・66 歳を迎える人
 - ③今まで町の検診、医療機関、検査機関等で肝炎ウイルス検査を受けたことがない人
- **◆実施期間**/1月31日(水までの平日(年末年始を除く)
- ◆実施場所/げんき館(高畠町健診センター)
- **◆検診料金**/無料
- ◆持ち物/『肝炎ウイルス検診』無料クーポン券
- ※無料クーポン券は、すでに送付しています。検診当日の発行はできませんので、紛失した人は事前に必ずお問い合わせください。
- ◆申込方法/受診希望日の1週間前までに電話でお申 し込みください。
- ◆申込先/高畠町健診センター ☎(52)1116

Information from TAKAHATA

競争入札参加資格審査申請の手続きについて

圓企画財政課 ☎(52)4476

高畠町における 2024(令和6)年度の競争入札等に参加を希望し、競争入札参加資格審査申請をしていない事 業者は、登録(追加)の申請が必要となります。詳細は、町ホームページをご覧ください。

- **◆受付期間** / 2 月 1 日休 ~ 22 日休
- **◆提出方法/**町ホームページから所定の用紙を入手し、必要事項を記入のうえ申請書を 提出してください。(原則郵送) ※受付最終日の消印有効
- ◆提出先/〒 992-0392 山形県東置賜郡高畠町大字高畠 436 番地 企画財政課



▲町ホームページ ※1月上旬公開



11月の3歳6か月健診でむし歯がなかったおともだち

圓健康長寿課母子保健係 ☎(52)1307



あんどう りとくん



いがらし さんしろう くん



いからし れおくん



えんどう あやね ちゃん



おおき はると くん



おの いっしん くん



ひより ちゃん



こせき いっせい くん



ゆうき くん



りお ちゃん



すずき れいな ちゃん



たかはし うるは ちゃん



なかがわ すずな ちゃん



なかがわ そうた くん



はぎはら すみ ちゃん

Children 泰縣。予登場



なかよし3きょうだい



笑顔が素敵でお姉ちゃんが 大好きなあん。

佐藤 あ h 令和5年

牛

満1歳 になるお子さんを募集します

令和6年2月号に掲載するのは、 令和5年2月中に生まれた町内 在住のお子さんです。



▶申込締切/1月5日(金)

▲申し込みはこちらから

- ▶申込方法/写真を持参のうえ企画財政課までお越しいた だくか、上記二次元コードよりお申し込みください。
- ♪現像済み写真・データ共に可能です。写真は編集の後ご 返却します。
- ▶申込先/企画財政課広聴広報係 ☎(52)4476

\新庁舎完成まで毎月お知らせします! /







◆問合せ先/企画財政課新庁舎建設推進室 ☎(52)1324

現在、新庁舎建設現場では A~ C工区の3つの工区に分けて工事を進めています。

A工区では、基礎部分の配筋工事と型枠工事が完了し、コンクリート打設が進められています。一部基礎、 基礎梁が出来上がり、形が現れてきました。

B・C工区では、配筋作業が完了した箇所から断熱材・型枠の取り付けを行っています。

【型枠工事とは】

鉄筋の骨格を囲むように合板製の型枠を組み上げ、そこにコンクリートを流し込み、建物の土台となる 躯体(くたい)をつくる工事のことです。

コンクリートがしっかり硬化したことを確認し、取り付けていた型枠の合板を解体していきます。

【現場の様子】●=====

▼現庁舎(北側)から見た現場の様子







▲A工区基礎の様子

▲型枠の様子

詳細は町ホームページをご覧ください▶



公立高畠病院からのお知らせ ◆問合せ先/公立高畠病院 ☎(52)1500

【マスクの着用について】

新型コロナウイルス感染症に限らず、様々な感染症への感染防止の観点からマスク着用をお願いします。

【整形外科の受診について】

整形外科が大変混み合っています。予約以外での受診の場合は、必ず電話でご確認ください。

【外来受診について】 下記に当てはまる人は、感染拡大防止のため外来受診をお控えください。

①新型コロナウイルス感染症に感染後、7日以上経過していない人

新型コロナウイルス感染症罹患後 10 日程度経過するまでは、ウイルス排出の可能性があります。 感染予防対策として、新型コロナウイルス感染症罹患後は、**最低7日間は受診をお控えください。**

②同居人が新型コロナウイルス感染症に感染している人

濃厚接触者の場合、症状がなくても感染性のウイルスを拡散することがあるため、**3日間は受診** をお控えください。

※定期受診で内服薬等が必要な人や体調が悪く受診が必要な人は、事前にご連絡ください。